

# 鹿児島市における建築物に附置する駐車施設 に関する条例の一部改正（素案）の概要

## 1 条例改正の目的

本市においては、商業地域内の1,500㎡を超える店舗など、一定規模以上の建築物を建てる場合は、駐車施設の設置を義務付けています。

しかしながら、中心市街地における老朽化した建築物の建替え促進が課題となっているほか、近年では、公共交通の利用促進や更なるユニバーサルデザインへの対応なども求められています。

これらの状況を踏まえ、駐車施設の設置義務に関する規定の見直しを行い、まちの更新と成長を促進するため、条例の一部を改正するものです。

## 2 改正内容

### (1) 条文の追加

①建物整備とあわせて、公共交通の利便性向上や利用促進策等を講じる場合に、附置義務台数を低減できる規定

②利用状況を踏まえて、既存駐車施設の附置台数を低減できる規定

### (2) 基準の改正

①車いす駐車施設の基準を下記の通り見直し

	【現行条例】	【改正後】
附置台数	少なくとも1台 →	50台につき1台*
高さ	規定なし →	梁下2.3m以上

※駐車施設が200台を超える場合は、緩和あり

②中心市街地において、敷地から離れた場所に設ける駐車施設の距離を現行の300mから500mへ緩和等

## 3 施行予定日

令和8年4月1日

# 条例による附置義務とは？

駐車場の必要性が高い商業地等において、一定規模以上の建築物を建築する場合、義務台数以上の駐車施設を附置する必要があります。

## 1. 対象となる地区

駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内

## 2. 対象となる建築物と附置義務台数

用途		建築物の延べ面積 (注2)	附置義務台数算出式(注3)
特定用途 (注1)	①百貨店、その他の店舗 及び事務所	1,500 平方 メートルを 超えるもの	延べ面積÷150 平方メートル
	②ホテル、病院等 (①③以外の特定用途)		延べ面積÷200 平方メートル
	③共同住宅*	2,000 平方 メートルを 超えるもの	延べ面積÷400 平方メートル
非特定用途	老人ホーム等		

### 注1 特定用途

自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で、駐車場法施行令\*第18条で定める次の用途

劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場及び共同住宅\*

\* 令和8年4月1日に駐車場法施行令の一部を改正する政令が施行され、共同住宅が特定用途に追加されますが、今回の条例改正にあわせて、関係条文の整理を行うことで、共同住宅に対する附置義務制度に変更は生じません。

### 注2 延べ面積

建築物の総床面積から、駐車施設部分（車路を含む）の面積を除いた面積

### 注3 附置義務台数算出式

延べ面積が6,000平方メートル未満等の場合は、別途、緩和措置あり